

改正案	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」と</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」と</p>

改正案	現 行
<p>いう。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p>	<p>いう。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p>

改正案	現 行
<p>へ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</p>	<p>へ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</p>
<p>ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</p>	<p>ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</p>
<p>チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p>	<p>チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p>
<p>リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</p>	<p>リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</p>
<p>ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</p>	<p>ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</p>
<p>ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円</p>	<p>ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円</p>
<p>ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円</p>	<p>ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円</p>
<p>ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</p>	<p>ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</p>
<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p>
<p>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のため</p>	

改正案	現 行
<p><u>めの施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあっては、その翌月）の市長が規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。</u></p> <p><u>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。</u></p> <p><u>7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>	<p><u>3 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月 _____ の市長が規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。</u></p> <p><u>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等 _____ に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。</u></p> <p><u>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（附則第2項関係）

改正案	現 行
<p>○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）</p> <p>第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第8条の2第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。</p> <p>2 前項に規定する費用弁償の支給については、給与条例第8条の2第2項から第7項までの規定の例による。<u>この場合において、支給する費用弁償の額は、1週間の勤務時間が割り振られた日の日数を考慮して、規則で定める。</u></p>	<p>○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）</p> <p>第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第8条の2第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。</p> <p>2 前項に規定する費用弁償の支給については、給与条例第8条の2第2項から第6項までの規定の例による。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>